

立川市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定による。

立川市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

立川市公共施設整備基金条例（昭和55年立川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 公共施設の整備<u>及び改修並びに</u>用地取得に関する事業等に必要な資金を積み立てるため、立川市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 公共施設の整備並びに耐震補強及び大規模改修並びに土地区画<u>整理事業の清算</u>に必要な資金を積み立てるため、立川市公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。